

令和6年第1回清瀬市農業委員会会議録

令和6年1月30日午後3時00分から午後3時48分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

- | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|-------|--|
| 1 出席委員 | 会 長 | 第10番 | 松村 俊夫 | | |
| | 会長職務代理 | 第12番 | 小寺 正明 | | |
| | 第1番 | 齊藤 正樹 | 第2番 | 小寺 一壽 | |
| | 第3番 | 村山 昇 | 第4番 | 村野 和博 | |
| | 第5番 | 村野 正明 | 第6番 | 森田 庄司 | |
| | 第7番 | 中村 正一 | 第8番 | 新井 誠子 | |
| | 第9番 | 村山 孝 | 第11番 | 高橋 将則 | |
| | 第13番 | 坂間 和弘 | 第14番 | 土屋 俊治 | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 戸野慎吾・清水敬志・神山汐理

4 付議事項

- (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
- (2) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法の届出について〔4条関係〕
- (5) 農地法の届出について〔5条関係〕
- (6) その他

議 長 本来であれば年頭の挨拶となるところではありますが、1月1日に能登半島での大きな地震があり、多くの貴重な命が失われ家屋等が被災され、今なお避難されている方も大勢いらっしゃるとのことで、挨拶は控えさせていただきます。本年も一年間宜しくお願い致します。2日には、海上保安庁の飛行機事故等があったりと、暗い年明けでしたが、1月7日には清瀬市の二十歳の集いがけやきホールにて開催されました。昨年より、農業委員会の有志のみなさんに野菜の提供をしていただき、二十歳の集いに対して野菜ブーケを制作させていただいております。本年も4名の協力がありまして、大きな野菜ブーケが仕上がりました。午前の部、午後の部それぞれ2名に抽選でブーケのプレゼントを渡すことができました。大変喜んでいただき、今後

も引き続きよろしくお願ひしたいとの要望もございましたので次年度もご協力をお願ひします。また、午前の部の二十歳の誓いをされた青年が農業委員会関係者にとって大変嬉しい話をしてくれました。彼は非農家出身ですが、中二の時に農業体験をし、それで農業の必要性、農業を今後やっていく上で自分は何かの力になれないかと考え、現在、大学の農学部で農業の勉強をしているそうです。将来は農業関係の職に就きたいということを出席者、そして来賓の前で宣誓をしてくれました。清瀬市が職場体験、農業体験を実施し始めたのが平成17年、現状4年間はコロナの影響で中止となっておりますが、それ以前は清瀬市立第五中学校の二年生全員、他校に関しては、希望を受け入れる形で、毎年150名近くの子どもたちが、ずっと農業体験をしてきて訳であります。以前から農業体験がきっかけで農業関係の高校、大学の農学部へと進んだ子がいるとの話は先生よりも聞いておりましたが、今回、二十歳の集いの席上で、そのような誓いを聞いたことは、関係者として大変心が温かくなる出来事でした。コロナが落ち着いたら、また、職場体験、農業体験を再開していきたいと考えております。以前より、農業委員の皆さん全員に受け入れをお願いしております。再開の折には是非よろしくお願ひします。我々は小さな種を一粒ずつ撒いてきましたが、やっとその芽が出て育ち始め、大きな木になろうとしているその段階でございます。今後、職場体験を通し、そして近隣の皆様に市内の農業のことに関心を持っていただくことと共に農業があることの必要性、これをわかっていただけたら、農業者にとってもやりがいのある仕事になっていきます。引き続きできる限りのことはしていきたいと思っておりますので、皆様ご協力をお願ひします。それでは、皆さん定刻になりましたので、令和6年第1回清瀬市農業委員会を始めたいと思ひます。本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。

第1番の齊藤正樹委員、第2番の小寺一壽委員となっております。よろしくお願ひいたします。

議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願ひしたいと思います

事務局

はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類となっております。申

請は3件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った村山昇委員より1件目の報告をお願いいたします。

村山昇委員 12月20日に、事務局の神山さんと現地調査を行いました。農地は3か所にわかれております。1つ目の農地ではブルーベリー、白菜、カブ、小松菜などがとても綺麗に栽培されておりました。2つ目はハウレンソウ、コカブ等が栽培されており、こちらもとても綺麗にされており、問題ありません。3つ目は自宅の北側にあり、現在は道路工事中とのことで、現状としては、農地としては使用できない状態です。

議 長 2件目高橋委員よりお願いいたします。

高橋委員 12月20日に、事務局の神山さんと現地調査を行いました。対象農地は4か所ですが、1か所は収穫後のようで、栽培はされておらず、ビニールマルチがはがされていたため、これから片付けるのかなどの状況で、特に問題になるような雑草の発生とかはありませんでした。他の所は自宅のすぐ横で、こちらはメインで使っている畑に思われますが、多品目の冬野菜が栽培されており、大変綺麗な状態で管理されておりました。

議 長 3件目村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員 1月16日に、事務局の神山さんと現地調査を行いました。圃場には人参、大根、ハウレンソウ、ネギ等が栽培してありました。綺麗にされていたので問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
議案第2号、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について」を議題とさせていただきます。それで

は、事務局より説明朗読をお願いいたします。

事務局 はい。こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。申請は1件です。申請者の住所氏名は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議長 現地調査に行った森田委員と村野正明委員より報告をお願いいたします。

森田委員 1月24日に貸借人と賃貸人が立ち合いのもと、村野委員と事務局の神山さんと現地調査を行いました。ファミレスの裏にある2,400㎡の土地を農業法人に賃貸借で貸されるということで申請がありました。貸借人は現在、法人の事務所内で1年程前よりブルーベリー、イチゴを育てられているとのことです。また、理事長の息子さんが北海道にて農業の勉強をされており、農業知識があるとのことです。男性職員が常時従事され、サポートの方々もいるとのことで、本格的な農業経験はないとの事でしたが、農業知識及び意欲があることから、特に問題ないと思います。

村野正明委員 非常に綺麗に管理されており、周囲はブロック塀で住宅街との境界が仕切られておりました。農地の活用法としては、防草シートを敷きブルーベリーを養液栽培で半分、残りは露地野菜を栽培するとのことです。雑草に関しては、広い土地ではありませんが、半分は防草シートを敷かれるということ、そして社会福祉法人の施設を利用されている障害者の方が農地に出向き、農作業に携わることから労働力の点からも問題なく今後も農地を綺麗に管理されていくことが可能とのことでしたので、問題ないと思います。

議長 10年という長期の賃貸借の奨励事業は東京都でもあまり聞かない、清瀬では初めての事例となりますので、皆さん注目されていますので、任期中の間には時折見に行き報告していただきたいと思います。借主も市内でかなり長く運営されている法人ですので大丈夫だと思いますが、初めての経験でしょうから大変だと思いますので、私も機会があれば見に行ってみます。只今担当委員及び事務局より説明がございました。各委員何か

質問はありますでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。
議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請」について
を議題とさせていただきます。それでは事務局より、3条の許
可申請の議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい、それでは農地法第3条の規定による農地の権利移動に関
する許可申請を朗読させていただきます。申請は4件です。申
請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は12月1
2日から1月10日までとなっております。

[事務局より説明]

議長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが
現地を確認しておりますので、報告をお願いします。
1件目を高橋委員、村野正明委員よりお願いいたします。

高橋委員 1月25日に、譲受人と譲渡人の立ち合いのもと、村野委員と事
務局の神山さんと現地調査を行いました。譲受人、譲渡人の3名
は姉妹で当該農地を1/3ずつ所有されており、持分譲渡されると
いうことで、譲受人に2/3所有権が移転します。譲受人は当該農
地において昨年4月より専従で農作業をされており、農家の育ち
で農作業の知識もあることから、農地取得後の耕作及び管理につ
いて特に問題ないと思います。

村野正明委員 ブロック塀等で境界がわかるようにされておりました。現在農
地では、タマネギ、ニラ、白菜、ネギ等多品目の露地栽培をされ
ており、周囲に雑草もなく、非常に綺麗に管理されておりました。
また、すぐ隣の敷地で直売所を設け、農作物を販売されることの
ことでした。特に問題ないと思います。

議長 こちらは、農地法第3条の規定による許可申請ですので、1件ず
つ審議していきたいと思います。各委員の方から何か質問ご意
見等ありますか。

委員 異議なし。

議長 それでは1件目を承認させていただきます。
2件目を森田委員、村野正明委員よりお願いいたします。

森田委員 1月24日に、譲受人と譲渡人とJAの職員の立ち合いのもと、村野委員と事務局の神山さんと現地調査を行いました。譲渡人は現在会社員として、植木等の栽培をされている譲受人に農地を売られるとのことでの申請でございました。申請農地は230㎡ほどで、譲受人が所有しているアパートの裏側の土地です。こちらは、他の所有者の方の農地を挟んで位置しており、農地に出入りするには赤道を通らなければならず不便なため、アパートの駐車場より出入りする予定とのことでした。現在、駐車場と農地の間にフェンスがあるため、一部を取り払い、出入りできるようにするそうです。譲受人に関しては、これまでも植木をやられていること、自宅より近い農地とのことから、耕作及び管理について、特に問題ないと思います。

村野正明委員 西側に別の所有者の農地がございましたが、境界に木が植えてあり、境界線がわかるようにされておりました。また、所有権を移転するにあたって改めて測量士を入れて実測を測るとのことでした。農地の状況としては、数センチ程度の草が生えておりましたが、雑草を綺麗にし、ブルーベリーや植木栽培の予定とのことでした。ご本人と息子さんも植木生産をされていることから、今後も問題ないと思います。

議長 下限面積の関係で去年の3月まではこの案件は認められませんでした。4月から下限面積の要件が撤廃されたため問題ありません。2件目に関して各委員の方から何か質問ご意見等ありますか。

委員 異議なし。

議長 それでは2件目を承認させていただきます。3件目および4件目を齋藤委員、村野正明委員よりお願いいたします。

齋藤委員 1月18日に、譲受人と譲渡人とJA職員の立ち合いのもと、村野委員と事務局の神山さんと現地調査を行いました。3件目及び4件目は農地の利便性を高めるための農地交換だそうです。交換される二つの農地は非常に距離が近く、双方の農地を交換することで、道路に面したまとまった農地になり、管理しやすく

なるとのこと。双方共に農業をされており、問題ないと思います。

村野正明委員

農地の境界線にはきちんと境界石が設置されておりました。3件目にはハウスや樹木がありましたが、ハウスは解体、木も伐根し、更地にされるとのことでした。今後も農地として活用されていくとのこと、これまでの農業経験からも特に問題ないと思います。

議 長

只今担当委員より説明がございました。農地交換ですがだいぶ面積が違いますね。同じぐらいの面積であれば問題ないですが、この交換にあたって金銭は発生していますか。

委 員

発生していないようです。

議 長

面積が小さい方が道路に面していて、大きい方が道路に面していなかったの、面積が小さい方が1㎡あたりの土地の価値が高かったのですね。そのため等価交換になっているということですか。

委 員

そのようでした。

議 長

それならば問題ないですね。東京都でも審議されるのですが、同等の価値であれば問題ないのですが、そうでないならば金銭の発生があるのか問われるものになります。今回は等価交換となっているので問題ありません。その他、各委員何か質問はございますか。

委 員

異議なし。

議 長

それでは3件目および4件目を承認させていただきます。議案第4号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局

はい、それでは農地法第4条第1項第7号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は3件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。12月12日から1月10日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。議案第5号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。
農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は5件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。12月12日から1月10日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。
議案第6号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 会議の報告について

①清瀬市農業後継者顕彰式及び新規就業者激励伝達式

令和5年12月19日(火) 午前11時15分より清瀬市役所で行われました。参加者は市長と市議会議長と農業まつり実行委員会副会長と受賞者と農業委員と事務局です。

②清瀬市農畜産物品評会表彰式

令和5年12月19日(火) 午前11時15分より清瀬市役所で行われました。参加者は市長と市議会議長と農業まつり実行委員会副会長と受賞者と農業委員と事務局です。

①②ともに皆様参加されておりましたので省略させていただきます。ありがとうございました。

③北多摩地区農業委員会連合会理事会

令和6年1月10日(水) 午後2時00分より武蔵野市役所で行われました。参加者は私と事務局です。

事務局 2月5日に開催されます北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式の候補者の審査がされたところをごさいます。16名の候補者全員が理事会において承認されたところをごさいます。その他理事会では表彰式の内容についてと令和6年度に実施されます会長研修会の内容等について協議が行われたところをごさいます。また、理事会の終了後に1月1日にご逝去された立川市の鈴木会長の実のお母様のお通夜をごさいます。松村会長と参列させていただきまして、清瀬市農業委員会として香典を御霊前に手向けて参りましたので報告させていただきます。

議長 ④北多摩北部地区農業委員会検討会
令和6年1月23日(火) 午後1時30分より清瀬けやきホールで行われました。参加者は私と職務代理と事務局です。

事務局 東京都農業会議の主催によりまして北多摩地区農業委員会の北部の農業委員会の会長、職務代理、事務局長が出席しまして清瀬けやきホールにて検討会を開催したところをごさいます。各市の農業委員会の取り組みの紹介や情報交換が行われました。その中でも各市の野焼きに対する住民からの苦情による市民や農家の方への対応に大変苦慮されているといった情報交換をして参りました。東久留米市におかれましては農畜産物品評会では通常の品評会とは別枠で市民農園を利用されている方の品評会を実施されているようでして、優秀なものに関しては農業委員会会長賞を贈呈されており大変参考になる取組をごさいました。その他検討会では、農業をめぐる昨今の状況や農地制度の改正等について東京都農業会議より説明があり意見交換がされたところをごさいます。
以上をごさいます。

議長 以上が会議の報告をごさいました。

(2) 会議の日程について

- ①令和5年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式
令和6年2月5日(月) 午後1時30分より武蔵野芸能劇場小劇場で行われます。参加者は受賞者と私と職務代理と事務局です。
- ②第2回清瀬市農業委員会
令和6年2月15日(火) 午前9時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

③第65回東京都農業委員会・農業者大会

令和6年2月15日（木） 午後1時00分より FOSTER ホール（昭島市民会館）で行われます。参加者は受賞者と農業委員と事務局です。

以上が会議の日程でございます。

全体を通して質問等はございますか。

委員 特にありません。

事務局 事務局はありません。

議長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第1回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議長

署名委員（第1番）

署名委員（第2番）